

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3152591号
(U3152591)

(45) 発行日 平成21年8月6日(2009.8.6)

(24) 登録日 平成21年7月15日(2009.7.15)

(51) Int.Cl.

F 1

A 6 1 B 17/28 (2006.01)

A 6 1 B 17/28 3 1 0

A 6 1 B 17/00 (2006.01)

A 6 1 B 17/00 3 2 0

評価書の請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 6 頁)

(21) 出願番号 実願2009-3413 (U2009-3413)
(22) 出願日 平成21年5月25日(2009.5.25)(73) 実用新案権者 390029676
株式会社トップ
東京都足立区千住中居町19番10号
(74) 代理人 110000800
特許業務法人創成国際特許事務所
(72) 考案者 宮崎 卓也
東京都足立区千住中居町19番10号 株
式会社トップ内
(72) 考案者 袖山 光正
東京都足立区千住中居町19番10号 株
式会社トップ内

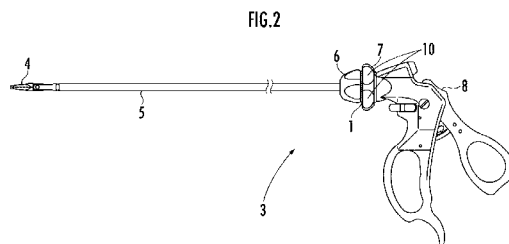
(54) 【考案の名称】 内視鏡手術用器具に用いられる識別部材

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】内視鏡用手術用器具に対して容易に交換でき、さらに、他の目的として見やすくかつ操作の邪魔にならない内視鏡手術用器具の識別部材を提供する。

【解決手段】識別部材1は、シャフト部5と、シャフト部5の先端部にある把持部4と、シャフト部5の後端部にあつて把持部4を操作するためのハンドル部8とを有するリユーザブルタイプの鉗子3の識別に用いられる識別部材である。鉗子3は、ハンドル部8に設けられた回転ノブ7とシャフト部5に設けられた固定ノブ6とが着脱自在に形成されている。識別部材1は、表裏を貫通する貫通孔を有する板状の部材であり、貫通孔がシャフト部5に挿通されると共に、回転ノブ7と固定ノブ6との間に固定され、外部から視認可能な形状に形成されている。

【選択図】図2



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

シャフト部と、該シャフト部の先端部にある先端作動部と、該シャフト部の後端部にあって該先端作動部を操作するための操作部とを有し、該シャフト部と該操作部とが着脱自在である内視鏡手術用器具の識別に用いられる識別部材であって、

該内視鏡手術用器具は、該操作部に設けられた結合部とシャフト部に設けられた被結合部とが着脱自在に形成され、

該識別部材は、表裏を貫通する貫通孔を有する板状の部材であり、該貫通孔が該シャフト部に挿通されると共に、該結合部と該被結合部との間に固定され、外部から視認可能な形状に形成され、他の内視鏡手術用器具に用いられる識別部材と識別可能なように、内視鏡手術用具の種別に応じて任意の形状、模様又は色彩が施されていることを特徴とする識別部材。

10

【請求項 2】

前記識別部材は、同一の形状で異なる色彩が施されていることを特徴とする請求項 1 記載の識別部材。

【請求項 3】

前記内視鏡手術用器具は鉗子であり、前記結合部は前記シャフト部の中心軸を中心に回動自在に形成され、術者が指を掛けて回動可能なように凹形の指掛け部が設けられ、前記被結合部はシャフト部の軸方向に対して垂直な方向において該指掛け部の外方に突出しない形状に形成されており、

20

前記識別部材はシャフト部の軸方向に対して垂直な方向において該被結合部の外方に突出し、かつ、該指掛け部の外方に突出しない形状に形成されていることを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 記載の識別部材。

【考案の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本考案は、複数の内視鏡手術用器具の識別に用いられる識別部材に関する。

【背景技術】**【0002】**

近年においては、外科手術として内視鏡を用いた手術が数多く行われている。例えば、前記内視鏡手術に用いられる処置具（内視鏡手術用器具）として使用されている鉗子は、シャフト部と、該シャフト部の先端部にある先端作動部と、該シャフト部の後端部にあって該先端作動部を操作するための操作部とを有しており、該先端作動部を体内に挿入することにより処置を行う。

30

【0003】

前記先端作動部は、非常に小さいものが多く、術者は、使用する直前に手にとって間近で該先端作動部の種別をよく確認しなければならず、使用中も再確認をしなければならないこともあり、手術の際に時間がかかっていた。そのため、内視鏡手術用器具の識別を容易にするための識別標識を設けることが提案されている（例えば、特許文献 1 参照）。

【0004】

しかしながら、前記識別標識は、内視鏡手術用器具自体に設けられているため、内視鏡手術用器具自体の設計変更が必要となる。

40

【先行技術文献】**【特許文献】****【0005】**

【特許文献 1】実開平 4 - 133810 号公報

【考案の概要】**【考案が解決しようとする課題】****【0006】**

上記不都合を解消するために、内視鏡手術用器具に識別用のタグや後付の部品等を取り

50

付けることが考えられる。

【 0 0 0 7 】

しかしながら、前記シャフト部及び前記先端作動部は、患者の体内に挿入されるため前記タグ等を取り付けることはできない。また、操作部に前記タグ等を取り付けると、内視鏡手術用器具の操作の邪魔になるという不都合がある。

【 0 0 0 8 】

ところで、近年では内視鏡手術用器具においてもリユーザブルタイプのものも多く使用されるようになってきている。かかるリユーザブルタイプの内視鏡手術用器具は、前記操作部と前記シャフト部と前記先端作動部とを取り外すことができ、必要に応じて該先端作動部を交換して使用するものとなっている。

10

【 0 0 0 9 】

従って、前記リユーザブルタイプの内視鏡手術用器具について特許文献 1 の識別標識を施す場合、シャフト部及び先端作動部ごとに識別可能となるように設計変更が必要となる。また、シャフト部、先端作動部と操作部はメーカーごとに互換性がない。そのため、複数のメーカーの器具を使用する医療現場では、統一的な取扱いが困難で、現場の使用者に混乱を与えるおそれがある。

【 0 0 1 0 】

本考案は、リユーザブルタイプの内視鏡手術用器具に対して汎用的に用いることができ、複数の内視鏡手術用器具を容易に識別可能な識別部材を提供することを目的とする。さらに、本考案は、他の目的として、見やすくかつ操作の邪魔にならない識別部材を提供することを目的とする。

20

【課題を解決するための手段】

【 0 0 1 1 】

かかる目的を達成するために、本考案の識別部材は、シャフト部と、該シャフト部の先端部にある先端作動部と、該シャフト部の後端部にあって該先端作動部を操作するための操作部とを有し、該シャフト部と該操作部とが着脱自在である内視鏡手術用器具の識別に用いられる識別部材であって、該内視鏡手術用器具は、該操作部に設けられた結合部とシャフト部に設けられた被結合部とが着脱自在に形成され、該識別部材は、表裏を貫通する貫通孔を有する板状の部材であり、該貫通孔が該シャフト部に挿通されると共に、該結合部と該被結合部との間に固定され、外部から視認可能な形状に形成され、他の内視鏡手術用器具に用いられる識別部材と識別可能なように、内視鏡手術用具の種別に応じて任意の形状、模様又は色彩が施されていることを特徴とする。

30

【 0 0 1 2 】

本考案の識別部材は、前記シャフト部と前記操作部とが着脱自在であるリユーザブル内視鏡手術用器具において、前記貫通孔が該シャフト部に挿通された状態で、該操作部に設けられた前記結合部と該シャフト部に設けられた前記被結合部との結合によって固定される構成となっている。また、前記識別部材は、前記シャフト部と前記操作部が結合する間から視認可能な構成となっている。

【 0 0 1 3 】

したがって、前記識別部材は、視認可能となっている部分の形状、模様又は色彩により、内視鏡手術用器具の品種の識別させることができる。また、前記識別部材は、前記結合部と前記被結合部との結合を解除することで容易に交換することができ、リユーザブルタイプの内視鏡手術用器具の前記先端作動部を交換する際に同時に装着が可能であり、該先端作動部の品種に対応する該識別部材を装着して識別させることができる。この結果、本考案の前記識別部材は、リユーザブルタイプの内視鏡手術用器具に対して汎用的に用いることができる。

40

【 0 0 1 4 】

さらに、前記識別部材は、前記シャフト部と前記操作部の間に固定されているため、患者の体内に挿入されることはなく、かつ、術者の手元から離れて位置することになり使用中に動くこともないので、内視鏡手術用器具を操作する際に操作の邪魔にならない。

50

【 0 0 1 5 】

また、本考案の識別部材は、同一の形状で異なる色彩が施されていることが好ましい。

【 0 0 1 6 】

前記識別部材は、内視鏡手術用具の種別を色彩の相違によって識別させることができる。この結果、前記識別部材によれば、同じ型で色彩を変えるだけでよいので、前記内視鏡手術用具の種別ごとに形状の異なる識別部材を製造する必要がなく、製造コストを削減することができる。

【 0 0 1 7 】

また、本考案の前記内視鏡手術用器具が鉗子であるときは、前記結合部は前記シャフト部の中心軸を中心に回動自在に形成され、術者が指を掛けて回動可能なように凹形の指掛け部が設けられ、前記被結合部はシャフト部の軸方向に対して垂直な方向において該指掛け部の外方に突出しない形状に形成されており、前記識別部材はシャフト部の軸方向に対して垂直な方向において該被結合部の外方に突出し、かつ、該指掛け部の外方に突出しない形状に形成されていることが好ましい。

【 0 0 1 8 】

かかる構成を備える識別部材は、前記被結合部の外方に突出しているので前記内視鏡手術用具の種別を識別させることができると共に、前記指掛け部の外方に突出しないため、該内視鏡手術用具の操作性を阻害することがない。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 1 9 】

【 図 1 】 本実施形態の識別部材を示す説明図。

【 図 2 】 本実施形態の識別部材が鉗子に組み込まれた状態を示す側面図。

【 図 3 】 本実施形態の識別部材が鉗子に組み込まれた状態を示す正面図。

【 図 4 】 本実施形態の識別部材を組み込む過程を示す説明図。

【 図 5 】 本実施形態の識別部材の変形例を示す説明図。

【 考案を実施するための形態 】

【 0 0 2 0 】

次に、添付の図面を参照しながら本考案の実施の形態についてさらに詳しく説明する。

【 0 0 2 1 】

図 1 に示すように、本実施形態の識別部材 1 は、リユーザブルタイプの内視鏡手術用具の種別の識別に用いる識別部材であって、リング形状の板状部材であり、略円形の貫通孔 2 と略半円形のスペース部 2 a とを有している。

【 0 0 2 2 】

また、識別部材 1 は、例えば、直径 2 3 mm、厚さ 0 . 7 mm であり、ポリフェニルサルフォンを原材料として形成され、それぞれ青、黄色、赤など複数の色に着色されている。

【 0 0 2 3 】

図 2 に示すように、本実施形態の識別部材 1 が装着される鉗子 3 (内視鏡手術用器具) は、把持部 4 (先端作動部) と、シャフト部 5 と、固定ノブ 6 (被結合部) と回転ノブ 7 (結合部) とハンドル部 8 (操作部) とを有する。

【 0 0 2 4 】

シャフト部 5 は、先端部において把持部 4 が接続され、後端部において固定ノブ 6 が備えられている。固定ノブ 6 は、回転ノブ 7 と螺合することにより、シャフト部 5 とハンドル部 8 とを固定する部材である。また、固定ノブ 6 は、前記螺合する際に力が入りやすいように、縦断面が略星形状に形成されている。

【 0 0 2 5 】

回転ノブ 7 は、術者が指を掛けて軸方向に回転させることにより、シャフト部 5 を介して把持部 4 の角度を調整するための部材である。また、回転ノブ 7 は、ハンドル部 8 の先端部において回動自在に装着されており、術者が指を掛けて回転させやすいように、外周部分に沿って凹形の指掛け部 1 0 を有し、略星形状に形成されている。

【 0 0 2 6 】

識別部材 1 は、前記螺合をする固定ノブ 6 と回転ノブ 7 との間に挟持されることにより鉗子 3 に装着される。この部位は、術者が手術する際に見やすい位置にあるため、手術の際も容易に把持部 4 の種別を確認することができる。

【0027】

また、本実施形態の識別部材 1 は、把持部 4 及びシャフト部 5 方向にはみ出さないため患者の体内に挿入されることがないと共に、ハンドル部 8 の術者が操作する位置から離れて存在しているため、鉗子 3 を用いて手術する際に邪魔にならない。

【0028】

また、図 3 に示すように、識別部材 1 は、軸方向からみた場合に、指掛け部 10 より小径かつ固定ノブ 6 の凹部より大径の円形状に形成されている。

10

【0029】

この結果、本実施形態の識別部材 1 は、軸方向からみた場合に、指掛け部 10 の外側にはみ出ないので、術者が、指掛け部 10 に指を掛けて回転ノブ 7 を回転させる際に鉗子 3 の操作性を阻害することがない。また、本実施形態の識別部材 1 は、固定ノブ 6 によって完全に隠れることはなく一部が露出するので、鉗子 3 の種別を識別させることができる。

【0030】

前記鉗子 3 の種別の識別方法は、例えば、青色は把持鉗子、黄色はハサミ鉗子、赤色は剥離鉗子などと、あらかじめ各術者及び病院で個別に決定することにより行うことができる。

【0031】

20

また、図 4 に示すように、識別部材 1 は、貫通孔 2 がシャフト部 5 に挿通された状態で、回転ノブ 7 と固定ノブ 6 との螺合により挟持される。この場合において、貫通孔 2 は、環状部分が回転ノブ 7 の先端の雄ネジ部分に嵌着すると共に、上下左右の 4 箇所存するスペース部 2a により該嵌着を解除することが容易になっている。

【0032】

したがって、識別部材 1 は、回転ノブ 7 と固定ノブ 6 とのネジ止めを解除することにより容易に交換することができる。この結果、本実施形態の識別部材 1 は、リユーザブルタイプの鉗子 2 の把持部 4 を交換した場合に、各種把持部の品種に対応する色彩の識別部材 1 を装着して識別させることができる。

【0033】

30

なお、本実施形態の識別部材 1 は円形状になっているが、図 5 に示すように、識別部材 1 は、三角形状、四角形状のような他の形状であってもよい。また、識別部材 1 は、形状と色彩の組み合わせで鉗子 3 の種別を識別させてもよい。また、識別部材 1 は、模様により鉗子 3 の種別を識別させてもよい。

【0034】

また、識別部材 1 は、多少厚くして見やすくしてもよい。

【0035】

また、上記実施形態では、内視鏡手術用器具として鉗子を例にとり説明したが、シャフト部 5 が剛性を有する硬質の素材によって形成されたもの以外にも、フレキシブルタイプなどの柔軟性を有する鉗子以外の器具であってもよい。

40

【0036】

このように、本実施形態の識別部材 1 はさまざまな器具に装着が可能なため、病院内で手術に用いられる多くの器具に装着し、統一した取扱いをすることができる。

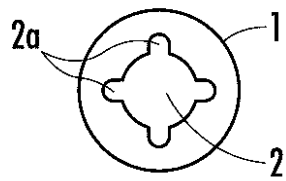
【符号の説明】

【0037】

1 ... 識別部材、 2 ... 貫通孔、 3 ... 鉗子、 4 ... 把持部、 5 ... シャフト部、 6 ... 固定ノブ、 7 ... 回転ノブ、 8 ... ハンドル部、 10 ... 指掛け部。

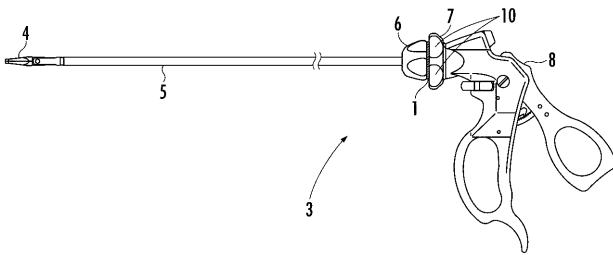
【 図 1 】

FIG.1



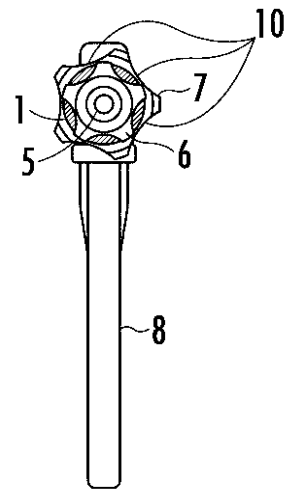
【 図 2 】

FIG.2



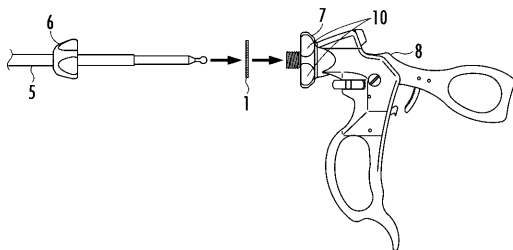
【 図 3 】

FIG.3



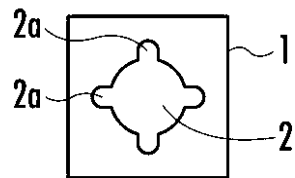
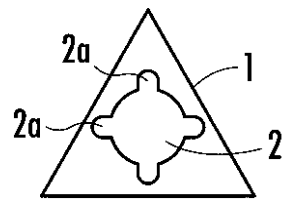
【 図 4 】

FIG.4



【 図 5 】

FIG.5



专利名称(译)	用于内窥镜手术器械的识别构件		
公开(公告)号	JP3152591U	公开(公告)日	2009-08-06
申请号	JP2009003413U	申请日	2009-05-25
[标]申请(专利权)人(译)	株式会社拓普康		
申请(专利权)人(译)	顶有限公司		
当前申请(专利权)人(译)	顶有限公司		
[标]发明人	宫崎卓也 袖山光正		
发明人	宫崎 卓也 袖山 光正		
IPC分类号	A61B17/28 A61B17/00		
FI分类号	A61B17/28.310 A61B17/00.320		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

(修改) 要解决的问题: 提供一种内窥镜手术器械的识别构件, 该内窥镜手术器械能够容易地更换为内窥镜手术器械, 并且作为另一目的而容易看见并且不干扰手术。 解决方案: 识别构件1具有轴部5, 在轴部5的末端部处的抓握部4以及在轴部5的后端部处的用于操作抓握部4的把手部8是用于识别所述可再使用类型与钳3的识别构件。 钳子3包括固定旋钮6、形成装卸自如地设置于旋钮7和设置在该把手部8与轴部5。 识别部件1是具有贯通表面和背面的贯通孔的板状的部件, 贯通该轴部5而插入并固定在旋转把手7与固定把手6之间, 从外部能够识别如图所示。

